



羽曳野市告示第 19 号

市 有 地 売 却 公 告

市有地を一般競争入札により売却するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 1 月 20 日

羽曳野市長 山 入 端 創



記

1 入札に付する事項（売却物件）

物件番号	物件の所在地	地目		地積（㎡）	
		登記	現況	登記	実測
6-1	島泉一丁目 410 番 1	宅地	宅地	888.48	888.48

2 入札に参加する者に必要な資格

- （１）入札参加者は、日本国内に住民登録をしている個人及び日本国内で法人登記している法人とします。
- （２）次に掲げるいずれにも該当しない者であること。
- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札に参加できない者
 - ② 羽曳野市暴力団排除条例（平成 24 年羽曳野市条例第 17 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者
 - ③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員
 - ④ 羽曳野市建設工事等指名停止措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けている者
 - ⑤ 本市が課税する市税の滞納がある者

3 契約条項を示す期間及び場所

- （１）期間
令和 7 年 1 月 20 日（月）から令和 7 年 2 月 10 日（月）まで
（土曜日・日曜日・祝日を除く） 午前 10 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
- （２）場所
羽曳野市誉田 4 丁目 1 番 1 号 羽曳野市役所本館 3 階 総務部管財用地課

4 入札参加申込の受付時に提出する書類

- (1) 入札参加申込書兼誓約書
- (2) 印鑑登録証明書〔法人の場合は印鑑証明書〕
- (3) 住民票〔法人の場合は履歴事項全部証明書〕
- (4) 本市が発行する市税完納証明書（該当者のみ）

5 入札参加申込の受付期間及び場所

- (1) 受付期間
令和7年1月20日（月）から令和7年2月10日（月）まで
（土曜日・日曜日・祝日を除く） 午前10時00分から午後5時00分まで
- (2) 受付場所
羽曳野市誉田4丁目1番1号 羽曳野市役所本館3階 総務部管財用地課
窓口へ直接持参（郵送不可）

6 入札保証金

- (1) 入札保証金の金額は下記のとおりとする。
物件番号 6-1 3,030,000 円
- (2) 入札保証金には、利息を付さないものとする。
- (3) 落札者が納付した入札保証金は、売買契約締結の際に契約保証金に充当するものとする。
- (4) 落札者が期限までに売買契約を締結しないときは、入札保証金は返還しないものとする。

7 入札（開札）の方法、日時及び場所

- (1) 入札の方法
一般書留郵便または簡易書留郵便に限って入札を受け付けるものとする。
- (2) 入札受付期間
令和7年2月12日（水）から令和7年2月21日（金）まで
（なお、当該期間内に必着すること）
- (3) 開札日時
物件番号 6-1 令和7年2月27日（木）10時30分
- (4) 開札場所
羽曳野市誉田4丁目1番1号 羽曳野市役所本館4階 北会議室

8 予定価格（最低売却価格）

下記金額以上の入札金額とする。
物件番号 6-1 60,600,000 円

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 入札書が入札受付期間に到達しなかったとき。
- ② 入札書が一般書留郵便または簡易書留郵便以外の方法で提出されたとき。
- ③ 入札書の記入事項について、必要な文字を欠き、又は判読できないとき。
- ④ 入札書に記名押印がないとき。
- ⑤ 入札金額を訂正したとき。
- ⑥ 入札金額が最低売却価格未満のとき。
- ⑦ 一の入札に2通以上の入札書を提出したとき。
- ⑧ 入札書封筒の物件表記と入札書の物件が異なっていたとき。

- ⑨ 入札保証金を納付期限までに納付せず、又はその金額に不足があるとき。
- ⑩ 入札の資格がない者が入札したとき。
- ⑪ 入札に関し不正な行為を行ったとき。
- ⑫ その他入札に関する条件に違反したとき。

10 落札者の決定

- (1) 予定価格（最低売却価格）以上で最高の価格をもって入札した者を落札者と決定する。
- (2) 落札者となるべき同一価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

11 契約書作成の要否

要する。

12 契約保証金

- (1) 契約保証金は、契約金額の1割以上で本市の指定した金額を納付するものとする。
- (2) 契約保証金は、売買代金に充当するものとする。
- (3) 契約保証金には、利息を付さないものとする。
- (4) 落札者が、売買契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金は本市に帰属し、返還しないものとする。

13 問い合わせ先

羽曳野市誉田4丁目1番1号
羽曳野市総務部管財用地課
TEL 072-947-3803（直通）